

長崎市公共施設を対象とした物理面および情報面のバリアに関する現状調査

長崎大学工学部 学生員○今吉 浩行

長崎大学大学院 学生員 Sarwar Uddin Ahmed

長崎大学大学院 学生員 田中 宏典

長崎大学大学院 正会員 後藤恵之輔

1. はじめに

我が国では高齢人口の増加に伴う問題に対処するために、様々な法整備や基準の見直しが行なわれている。高齢者や障害者が利用しやすい、すなわちバリアフリーな環境の整備は、公共施設に強く望まれるものである。公共施設は、全ての人々が、利用に際し障害を感じることなく、円滑に利用できるものでなくてはならない。

そこで本研究では、高齢者や身体障害者を含め誰もが利用する公共施設として、長崎市役所・支所を取り上げ、障壁の有無を明らかにするバリアフリー調査を行うとともに、今後の対策について言及するものである。なお、今回は長崎市役所の調査結果のみを述べることにする。

2. 調査結果**1) 出入口**

写真-1は、市役所の出入口を示す。出入口の幅は170cmあり、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準で定められている90cmを満足していた。

しかし、誘導用ブロックに関しては、館内、館外ともに設けられておらず、視覚障害者にとっては情報のバリアとなり、誘導用ブロックを設けるなどの改善すべき点が見出された。



写真-1 出入口

2) スロープ

スロープは車いす使用者、高齢者等にとって重要なものである。写真-2に示すように、このスロープでは勾配、幅は十分な配慮がなされていた。また、踊場も設けられて十分な配慮がなされていた。

しかし、手すりは両側に設けられている箇所と設けられていない箇所とがあり、半身麻痺の方等にとっては物理的バリアとなっているため、スロープの両側すべての箇所に手すりを設けることが望まれる。

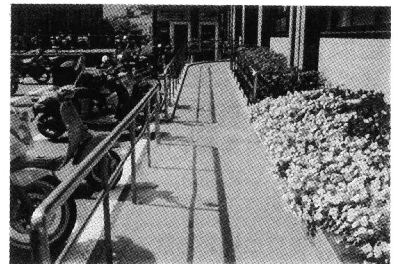


写真-2 スロープ

3) 階段

写真-3の階段では、3つの点でバリアが確認できる。まず一つ目の点は、灯りが非常に弱いということである。灯りが弱いと、視覚障害者等が段から足を踏み外すといった危険性がある。二つ目の点は、手すりが片側にしか設けられていないということである。手すりが片側にしか設けられていない場合、半身麻痺の方等にとって利用するのが困難になる。三つ目の点は、手すりの握り箇所が太いということである。握り箇所が太い手すりは高齢者、子供等にとって利用しにくいものになる。

このように、この階段は物理面・情報面のバリアが多く存在していると言え、高齢者、身体障害者だけでなく、健常者さえも円滑に利用するのが難しいと思われるので、指摘した3つの箇所の早急な改善が望まれるものである。



写真-3 階段

4) テーブル

写真-4に示すテーブルは、高さが健常者用のテーブル（写真左奥）より一段低い70cmとなっており、またテーブルの下部に膝を入れる空間があるため、車いす使用者等にとっては非常に優しいテーブルといえる。

しかし、一般に多くの公共施設では、車いす使用者等に配慮されたテーブルや受付カウンター等があまり見られない。長崎市役所でも、写真-4のテーブルを含め2箇所程しか設けられていないため、車いす使用者等に配慮されたテーブルや受付カウンター等のさらなる増設を推進すべきであると言える。

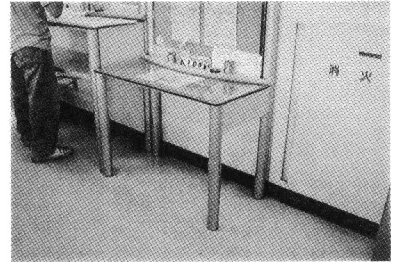


写真-4 テーブル

5) 昇降機

写真-5は、市役所昇降機のかご内を示している。かご内のスペースは十分確保されており、さらにかご内のボタンの前には点字ブロックが設けられており、視覚障害者への配慮がなされて

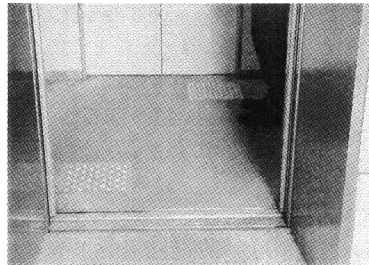


写真-5 昇降機のかご内

いた。写真-6は、かご内の鏡を示している。昇降機内の鏡は一般に奥の壁面に設けられているが、この昇降機の場合には、出入口が前後2ヶ所あるために、車いす使用者等への配慮としてかご内上部に設置されたものである。

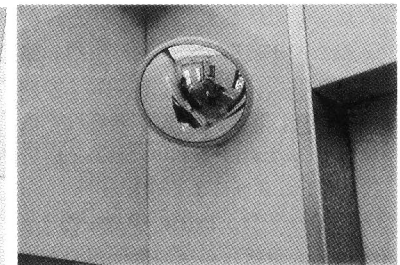


写真-6 かご内の鏡

6) サイン

写真-7は、出入口付近に設けられているスロープのサインを示している。国際シンボルマークで定められたサインが2つ異なる向きに設けられており、情報が豊かでサインとしては優れていると言える。



写真-7 サイン

しかし、写真-7に示したサイン以外の箇所のサインには未だバリアが存在しているものが多いため、下記の4項目②を主に考慮した上での公共施設のサインにおけるバリアフリー化が望まれるものである。

- ① 白内障に考慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
- ② 案内板等に表示されている主要な用語には、英語を併記する。
- ③ 英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはへボン式ローマ字つづりを使用する。
- ④ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。

3. まとめ

今回調査対象とした長崎市役所・支所は、前述の項目以外にも多くのバリアが存在しており、バリアフリーという観点から見ると決して利用しやすい施設とはいええないことが明らかとなった。特に、物理面・情報面のバリアが多く存在していた。バリアの存在によって、日頃利用しなければならない長崎市役所やその他の公共施設を円滑に利用できない、すなわち、社会参加を諦めざるをえない市民が存在することを考えると、公共施設における早い段階でのバリアフリー化の推進が強く望まれていると言える。

<参考文献>

- 1) 長崎県：長崎県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル,1997.12.
- 2) 交通エコロジー・モビリティ財団：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン,p.37,2001.8.